

広報

# こおりやま社協 ニュース

令和6年  
2024

# 2

No, 18



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

## 令和6年能登半島地震 義援金受付中 被災された方々の生活を支えるために



DMAT活動拠点本部スタッフからルートの説明を受ける  
福井県支部救護班<石川県七尾市>



避難所で赤ちゃんを抱っこする岡山県支部救護班（岡山  
赤十字病院）<石川県輪島市>



早朝の救急外来で太腿の傷を縫合する長野赤十字病院  
の医師<石川県珠洲市>



物資を運搬する赤十字ボランティアと大阪府支部救護班  
（大阪赤十字病院）<石川県輪島市>

**特集** 自分らしく、いつまでも。自分の意思を伝えていきたい。 P2

**お知らせ** 令和6年能登半島地震災害義援金を受け付けています P4

<編集・発行>

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会  
〒963-8024 郡山市朝日一丁目29-9

(郡山市総合福祉センター1階)

TEL 024-932-5311 FAX 024-932-6768



郡山市社協HP



facebook



日本赤十字社にお寄せいただいた義援金は全額、被災された皆様にお届けします

令和6年能登半島地震災害義援金を受け付けておりますのでご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

<義援金が被災者に届くまでの流れ>



能登半島地震で被災された方へ

受付期間 令和6年12月27日(金)まで

お預かり窓口 日本赤十字社福島県支部郡山市地区事務局(当協議会事務局 管理課)

金融機関等お預かり口座

◎ゆうちょ銀行・郵便局の場合

口座記号番号 00150-7-325411

口座加入者名 日赤令和6年能登半島地震災害義援金  
※ゆうちょ銀行の振込用紙の半券が、受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口で取扱の場合、振込手数料は免除されます。

◎銀行振込の場合

東邦銀行 郡山市役所支店 普通 49108

郡山信用金庫 開成山支店 普通 1013187

口座名義はいずれも

「日本赤十字社福島県支部郡山市地区長 品川万里」

※振込手数料が別途かかります。

お問い合わせ 日本赤十字社福島県支部郡山市地区事務局(当協議会管理課)

TEL 024-932-5311

### ROGOGO~ろこご~コミュニティサロン

避難者生活支援相談室では、東日本大震災やこれらに起因する原発事故により、郡山市内に避難されている方と郡山市民の方の交流の場としてのサロンや健康教室を定期的に開催しています。

<開催場所：郡山市総合福祉センター>

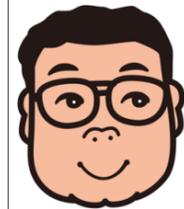
開催日	活動内容	参加費	開催時間
令和6年2月15日(木) 令和6年3月21日(木)	健康教室	無料	午後1時30分~ 午後3時30分
令和6年3月12日(火)	フラワーアレンジメント教室	1,000円	午前10時~ 正午まで

※フラワーアレンジメント教室の申込みは2/15(木)まで。

【申込み・お問い合わせ】

避難者生活支援相談室 TEL024(953)8337

### 手続きの事でお悩みの方へ



相続・遺言・生前整理  
家族信託・成年後見  
登記・測量・空家問題

TEL 931-6987

手続きの **みらいと** 郡山市緑町29-7

### 生活支援員を募集します

あんしんサポート(P2詳細)の契約内容にそって、定期的に利用者を訪問し、福祉サービスの手続きや預金の出し入れをサポートしていただける方を募集します。

**応募資格**・市内在住で20歳以上の方

- ・心身ともに健康でボランティア活動や福祉に興味や関心がある方。
- ・普通自動車運転免許証を有している方。
- ・平日週1回以上、2時間程度の活動が可能の方

**活動費** 1時間あたり900円

その後30分ごとに450円を加算活動にあたり、交通費支給。

**その他** 生活支援員として登録する場合、研修を受講していただきます。



訪問マッサージ無料体験実施中

まずはテリーナテリーナまでお気軽にお電話ください。

フリーダイヤル **0800-808-8778**

福島県郡山市方八町2丁目5番16号NOVA東口ビル317号

【問い合わせ先】郡山市社会福祉協議会

各種事業に関すること TEL024-932-5311

ボランティアセンター TEL 024-924-2968

郡山市成年後見支援センター TEL 024-983-1557

こおりやま 社協

検索

http://www.koriyama-shakyo.jp/

ホームヘルプサービスセンター

TEL 024-924-2960

指定居宅介護支援事業所

TEL 024-924-2961

指定特定・障害児相談支援事業所

TEL 024-983-8311

障がい者相談支援事業所

TEL 024-953-8337

避難者生活支援相談室

TEL 024-953-8337

郡山市障がい者基幹相談支援センター

TEL 024-983-3044

郡山市障害者虐待防止センター

TEL 024-983-3044

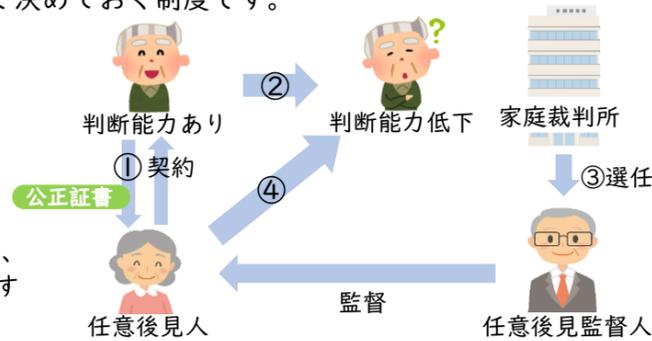
## 任意後見制度

家族や信頼している友人など、自分で選んだ人を後見人になりたい

本人の判断能力が十分にあるうちに、判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自分で選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

### <任意後見事務開始までの流れ>

- ①公証人役場で信頼できる人と任意後見契約を結び、公正証書を作成
- ②判断能力の低下が見られるようになってきた
- ③任意後見監督人選任の申立(※)を行い、家庭裁判所が任意後見人監督人を選任する  
※任意後見監督人選任の申立は、任意後見受任者のほか、本人、配偶者、四親等以内の親族も行うことができます
- ④任意後見人の支援がスタート



## 法定後見制度

すでに本人の判断能力が不十分になり、成年後見人等を決める場合

すでに本人の判断能力が不十分になった場合、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力の状態によって3つの類型に分かれます。申請窓口は、本人が居住する住所地を管轄する家庭裁判所となります。

### ●申請は誰ができるの？

本人、配偶者、四親等内の親族等

### ●どんな人が後見人等になるの？

親族、専門職（法律・福祉の専門家）、市民後見人、法人後見（当協議会でも法人後見事業を実施）

※申請時に親族が立候補することは可能です。

最終的に誰を後見人等を選ぶかは家庭裁判所が決定します。



### 後見人はどんなことをしてくれるの？

#### 任意後見

#### 法定後見

#### ●身上監護

- 介護・福祉サービスの利用手続き
- 施設への入退所の手続き
- 入院に関する手続き
- 定期的な訪問や見守り など

#### ●財産管理

- 預貯金の管理・払戻・支払
- 不動産などの管理・売買
- 相続に伴う遺産分割協議
- 不利益な契約の取消(※) など



※契約の取消は法定後見の場合に限り、可。

※食べ物、洋服など日常生活に必要なものは自分で買うことができます。

### 権利擁護に関する相談窓口

#### ●高齢者の方に関するご相談

お住まいの地域の高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）または下記までお問い合わせください。  
郡山市地域包括ケア推進課 ☎024(924)3561

#### ●知的障がい者の方に関するご相談

郡山市障がい福祉課 ☎024(924)2381

#### ●精神障がい者の方に関するご相談

郡山市保健所 保健・感染症課 ☎024(924)2163

※ケアマネジャーや相談支援専門員などの担当者がある場合、まずはご自身の担当者へご相談ください。

相談先に迷ったらこちらへ

成年後見制度などの相談やサポートをします

## 郡山市成年後見支援センター

ご相談・お問い合わせ ☎024(983)1557

## 特集

# 自分らしく、いつまでも。 自分の意思を伝えていきたい。

自分自身や家族が認知症や病気、障がいなどによって、判断能力が不十分となったとき、自分一人で契約をしたり、お金の管理をすることなどが難しくなることがあります。

「自分らしく生きていきたい。」という、あなたの意思や権利を守るために、一緒に制度や支援について考えてみませんか？

当協議会では、自分自身の意思や権利を守るための制度について、支援やサポートを行っています。

身寄りのない自分が  
将来認知症に  
なったら…



お金のやりくりや  
管理が不安…

### こんな悩みに…

将来、認知症になった後のことが心配である。  
(現在は元気)

高齢や障がいにより判断能力が低下し、日常生活に不安がある。  
(契約能力はあり)

自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。  
(判断能力が不十分)

自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。  
(判断能力が著しく不十分)

自己の財産を管理・処分することができない。  
(ほとんど判断できない)

### 希望は…

家族や友人に将来のことを  
お願いしておきたい。

本人の希望で金銭管理や書類の  
預かりをどこかに頼みたい。

本人の代わりに難しい手続きを  
してくれたり、間違った時に  
言ってくれる人がほしい。

重要な契約の時に本人の  
代わりに判断してくれる人が  
ほしい。

あらゆる契約や手続きの時に  
本人の代わりに判断してくれる  
人がほしい。

### こんな制度が！

任意後見制度

あんしんサポート  
(日常生活自立支援事業)

法定後見制度  
「補助」

法定後見制度  
「保佐」

法定後見制度  
「後見」

### お金の出し入れなどをお手伝いする

### あんしんサポート（日常生活自立支援事業）

#### ●どんな内容？

高齢や障がいのために日常生活の判断に不安のある方が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等をお手伝いします。

#### ●利用料はかかるの？

相談から契約までは無料です。

契約後、サービスが開始してからは1回1時間あたり1,200円がかかります。

生活保護を受けている方は無料です。

#### ●どんなことを手伝ってくれるの？

◆福祉サービスの利用援助・・・

福祉サービス利用に関する情報提供と助言など

◆日常的な金銭管理・・・

毎日の暮らしに欠かせない生活費の払戻代行・支払など

◆書類等の預かり・・・

大切な証書や印鑑などの保管

※ケアマネジャーや相談支援専門員などの担当者がある場合、まずはご自身の担当者へご相談ください。

実施主体：福島県社会福祉協議会